

平成 30 年度後期分授業料減免・分納の取扱いについて

※9月10日追記あり

＜申請前にご確認ください＞

- ※1. 留学生の後期分授業料減免・分納の取扱いに関しては、国際センターで確認してください。
- ※2. 平成 30 年 4 月に授業料の減免・分納を申請し、8 月に減免等の決定を受けている者は、再度申請する必要はありません。
- ※3. (※2) の者が、後期分授業料減免・分納の申請を受理されると、8 月に決定した内容を取り消し、再審査をします。再審査の結果、8 月の採択結果より悪くなる場合があります。
- ※4. 後期分授業料減免・分納の申請を受理された者は、審査結果を通知する 12 月まで授業料の納付を猶予します。

1 申請資格

大阪市立大学に在学する学部、大学院の学生のうち、次の条件のいずれかに該当し授業料の納付が困難になったと認められる者。

- (1) 平成 30 年の下記に伴う災害を受けた者
 - ・ 6 月の大阪府北部を震源とする地震・7 月の豪雨・9 月の台風 21 号・9 月の北海道胆振東部地震
 - ※罹災証明書の提出が必要です。
- (2) 修学状況が良好で学習意欲が旺盛な者のうち、平成 30 年 4 月以降、(1) 以外の風水害等の災害を受けた者、または予期せぬ事情の発生(主たる家計支持者の死亡や解雇等)により経済状況が悪化した者
 - ※事情を客観的に証明する書類の提出が必要です。
 - ※成績不振による本年度留年中の者や通年の修得単位が標準修得単位数未満の者は分納申請のみ可。

2 減免の額等について

減免と採択された者については、平成 30 年度後期分授業料の全額もしくは半額の免除を許可します。半額免除、分納が許可された場合の授業料納付月および納付額は次のとおりです。

	学部および大学院 267,900 円（通常後期分）	
	納付月	納付額
半額免除	12 月	133,950 円
分納	12 月	160,740 円
	1 月	53,580 円
	2 月	53,580 円

※長期履修制度を申請している場合は金額が異なります。

※審査結果は平成 30 年度後期分授業料に限り有効です。

次年度以降の授業料については、別途申請が必要です。(原則 4 月のみの受付です。)

3 審査結果の通知

- (1) 12 月 4 日(火) (予定)、OCU UNIPA および経済支援掲示板(学生サポートセンター1 階)で審査結果を周知します。結果確認には、申請書類提出時に交付する「受付証明書」に記載の受付番号が必要です。
- (2) 全額免除を許可された以外の者は、審査結果にもとづき登録の口座より授業料を引き落とします。引き落とし日については、審査結果とともに通知しますのでご確認ください。
- (3) 口座振替を登録されていない方は、本学財務課より「振込金兼手数料受取書／振込依頼書(銀行控)」を郵送しますので、振込依頼書に記載されている期限までに、大学が指定する口座に納めてください。

4 申請手続について

(1) 申請期間・書類の交付および提出

① 申請期間 平成30年9月25日(火)～10月2日(火) 9時～17時(土・日を除く)

※申請資格の有無を確認するため、状況をお伺いし、申請資格があると認められた者に交付申込書に記載いただいた後に、申請書類一式をOCUメールで送付します。

② 申請書類提出日 平成30年10月4日(木) 9時～17時

①②ともに、学生サポートセンター1階 学生支援課にて受付します。【時間厳守】

(2) 申請書類の提出について

「後期分授業料減免・分納願」と必要な添付書類・証明書類を一緒に提出してください。

※提出必要書類の中には公的機関で発行を依頼しなければならないものがありますので、日時に余裕を持って申請してください。

※記入漏れや不足書類等がないよう、申請書類内の「注意事項」・「家計支持者の認定について」・「添付書類チェックシート」にて、各自で必ず点検を行ってください。

■医学部医学科・看護学科、医学研究科、看護学研究科、都市経営研究科、創造都市研究科に在籍している学生は学生支援課の窓口の他、以下の方法による受付も行います。

申請：上記①の期間内に、下記【問い合わせ先】にメールで申請。その際、学籍番号と名前、連絡のつく電話番号を必ずメール本文に記載してください。申請資格の有無を確認するため、状況をお伺いし、申請資格があると認められた者に申請書類一式をOCUメールで送付します。

提出：上記②の日時まで、下記【同封物】を学生支援課へ送付してください。【当日消印有効】
受付完了後、受付番号を記載した「受付証明書」を返送します。

【同封物】・申請書類一式

・「受付証明書」返送先の住所・氏名を記入し、82円切手を貼付した定型封筒

【送付先】〒558-8585 大阪市住吉区杉本3-3-138

大阪市立大学 学生支援課 授業料減免担当

※レターパックや特定記録郵便等、配達記録の残る送付をお勧めします。

5 その他

(1) たとえ経済的に困難であっても、申請すれば必ず減免や分納になる制度ではありません。

(2) 追加書類や不明点等、大学から連絡する必要がある場合は、OCUメールに送付しますので、必ず確認してください。大学からの連絡に対し、指定する期日までに返答のない場合は、申請辞退もしくは申請資格なしと判断いたします。

(3) 申請時に取得した個人情報、後期分授業料減免・分納関連業務のために利用します。業務に必要な範囲で集めた個人情報を、第三者に提供することはありません。

【問い合わせ先】学生支援課（学生サポートセンター1階）
genmen@ado.osaka-cu.ac.jp／窓口対応時間：9時～17時（平日）

平成30年9月